

令和6年度 公文書開示請求（8月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 7. 19	R6. 8. 2	6環改車第248号「『自転車シェアリングに関する利用促進PR業務委託』に係る企画審査会の選定結果について」	14		1					1	1			1				別紙のとおり	環境局 環境改善部 自動車環境課
2	R6. 7. 16	R6. 8. 9	環境局調査研修担当（〇〇（氏名）氏）が所有する、收受及び発信等一切の文書及び廃棄文書録（53条文書管理規則）。廃棄に関する一切の文書（存在するすべて）																東京都情報公開条例第6条第1項は、公文書の開示の請求方法を定め、開示請求は同項各号に定める事項を明らかにして行わなければならないとし、同項第2号で「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載について定めている。本件開示請求においては、開示請求に係る公文書特定のために、補正依頼を行ったが、開示請求者から「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の補正がなく、同号の「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載に不備があり、開示請求に係る公文書を特定することができないと認められたことから、開示請求を却下するものである。	環境局 総務部 総務課
3	R6. 7. 26	R6. 8. 9	令和6年7月23日付開示請求書の補正について	2		1					1								宛名については、特定の個人を識別できる情報であるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため	環境局 総務部 総務課
4	R6. 7. 29	R6. 8. 9	〇〇参与が幹部等都職員とこんだん、協議したことを示す文書の全て					1											請求の公文書については、作成または取得しておらず存在しない。	環境局 総務部 環境政策課
5	R6. 7. 4	R6. 8. 21	火薬類の帳簿（写）	5		1					1	1							「譲受数」、「譲渡し数」、「受け数」、「払い数」、「庫外在庫」欄は法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため、条例第7条第3号に該当。「氏名」、「住所」、「許可番号」欄は特定の個人を識別できる情報または、法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため、条例第7条第2号及び第3号に該当。	環境局 多摩環境事務所 管理課
6	R6. 7. 4	R6. 8. 21	〇〇（法人名）の行政処分で開示された書類からは、庫外貯蔵場所の外で実包が放置されていたと思われるが、保管場所違反の行政処分が行われていない理由が分かる資料					1											請求内容に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しない。	環境局 多摩環境事務所 管理課
7	R6. 8. 7	R6. 8. 21	・図師小野路歴史環境保全地域急傾斜地崩壊防止工事 施工体系図 ・多摩東寺方緑地保全地域急傾斜地崩壊防止工事 施工体系図	2		1					1								・個人の氏名 特定の個人を識別することができるものであるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当。	環境局 自然環境部 緑環境課

令和 6 年度 公文書開示請求（8 月決定分）

[illegible]

書類名	不開示部分	根拠規程	不開示とする理由
別紙1 審査結果報告書	項目別評価の各点数（合計点以外）	東京都情報公開条例 第7条第6号	契約に関する情報であって、公にすることにより事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
別紙1 審査結果報告書	委員別評価の各点数（合計点以外）		
別紙1 審査結果報告書	委員のうち、外部評価委員の名称	東京都情報公開条例 第7条第2号	個人を特定する情報であるため。
別紙3 事業者一覧	事業者名のうち、不開示とした事業者	東京都情報公開条例 第7条第3号	入札参加事業者の情報を公にしておらず、各社の評価点が公になることで、事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。
別紙4 実施報告書	事業者名のうち、不開示とした事業者		
別紙4 実施報告書	審査委員のうち、外部委員の氏名及び所属	東京都情報公開条例 第7条第2号	個人を特定する情報であるため。